

## 米価下落の影響を受けた農業者の皆さまへ

## 「京の米」流通促進緊急対策事業のご案内

令和3年産の米価の下落を受けて、コロナ前（令和元年）と比べ、主食用米の販売収入（kg当たりの販売単価）が20%以上減少した水稻生産者の販路確保及び販路開拓の取組に対して、以下の二つのメニューで支援します。

【申請期間】 令和3年 **12月1日**（水）～令和4年 **1月31日**（月）

### 支援メニュー① 【生産者への直接支援】

※支援メニュー①への申請と、支援メニュー②の集荷・卸売事業者の還元対象になることを同時に行うことは可能ですが、その場合、二重に補助を受けないよう、支援メニュー②の対象となる出荷米に係る経費を除いて申請してください。

内 容	農業者が実施する既存の販路確保や販路開拓の取組を支援	
対 象 者	次のいずれの要件も満たす農業者 ①主食用米の販売収入がコロナ前から20%以上減少していること ②主食用米の作付面積が1ha以上あること ③農業収入が農外事業収入より多いこと	
補 助 対 象	販路確保	検査手数料、荷役料、出荷運賃・送料、保管料、農薬検査料 等
	販路開拓	広告宣伝費、米袋製作費、商談会展料 等
補 助 率 等	補助率 3 / 4 以内 (10a当たり上限額7千円、経営体当たり上限額700千円)	
補 助 対 象 間	販路確保	令和3年8月～12月末の出荷期間
	販路開拓	令和3年8月～令和4年2月末の取組
提 出 書 類	共 通	主食用米の販売収入の20%以上減収を証明する申告書 (2019年と2021年の8月～12月で比較) 補助金の振込先がわかる書類
	販路確保	8～12月に発生した流通経費の領収書又は請求書の写し
	販路開拓	販路開拓に要する経費の見積書、請求書、領収書 等

(裏面あり)

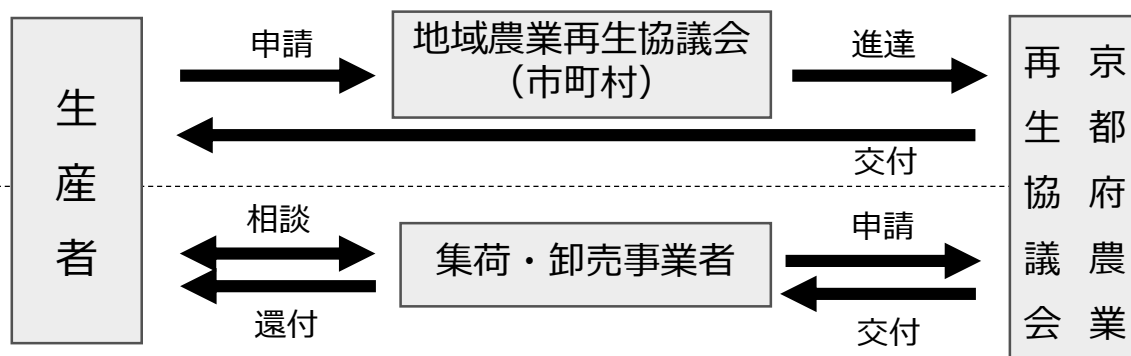
## 支援メニュー②

# 【集荷・卸売事業者からの間接支援】

内 容	水稻生産者に代わり、米の集荷・卸売事業者が実施する既存の販路確保や販路開拓の取組を支援し、生産者の次期作に必要な経費として還付することにより、生産を奨励
要 件	・府内に本社・本店を持つ事業者 ・京都産米の販売額がコロナ前から20%以上減少、または、対象生産者の主食用米の販売収入がコロナ前から20%以上減少
還 付	集荷・卸売事業者に交付された補助金から、出荷した生産者に追加払い、資材費補助等で還付されます
補 助 対 象 期 間	令和3年8月～12月末の出荷期間
相 談 先	出荷した府内集荷・卸売事業者（JA、商系業者等）

## 事業の流れ

### 支援メニュー① 生産者への直接支援



### 支援メニュー② 集荷・卸売事業者からの間接支援

#### 【申請の流れ】

##### ①申請書を作成

- ・様式はHPから入手してください。 京都府 農産課 で検索  
(\*申請開始直前にアップします)
- ・様式を記載ください。
- ・申請書の書き方等不明な点は、市役所や役場等にご相談ください。

##### ②期限までに申請または相談

- 支援メニュー①：最寄りの地域農業再生協議会（市町村）へ申請
- 支援メニュー②：集荷・卸売事業者等へ相談